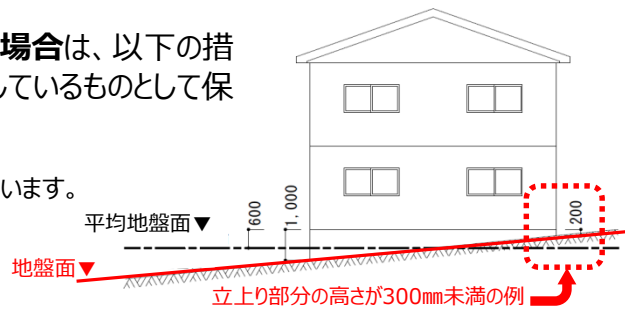


基礎高300mm未満

基礎の立上り高さが、地上部分で 300 mm未満となる場合の措置

基礎の立上り高さ※が、地上部分で300mm未満となる場合は、以下の措置を施すことにより、設計施工基準第 6 条 3 項に適合しているものとして保険をお申込みいただけます。

※基礎の立上り高さ…基礎立上り天端から地盤面までの高さを言います。
平均地盤面からの高さではありません。



基準同等仕様 6

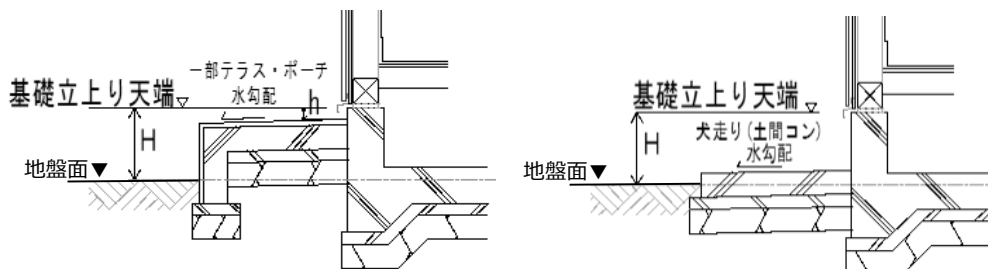
土台に接する外壁の下端に水切りを設置するとともに、以下の①～③のいずれかの措置を施す

①. 基礎外周部に犬走り・芝・砂利敷き等を設ける

・基礎立上り周辺部を水捌けの良い状態に保つことで、土台・床下を乾燥した状態に保ち、耐久性を向上させる。

【補足事項】

基礎外周部に外構仕上げ（テラス・ポーチ・犬走り等）がある場合、外構仕上げの床仕上げ面は基礎立上り天端より下げ、水勾配を屋外側に向けて適切に設ける。



②. 土台に耐久性の高い樹種や、防腐・防蟻処理を施したものをを用いる

・土台にヒノキ等の高耐久樹種を用いるか、防腐・防蟻処理を施したものをを用いることで土台の耐久性を高める。
※ヒノキ等の高耐久樹種…日本農林規格に規定する耐久性区分D 1 に区分される樹種の中で、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、台湾ヒノキ、ウエスタンレッドシーダーその他これと同等の耐久性を有するもの。

③. 軒の出を600mm以上とする。

・軒の出を600mm以上確保することで外壁面への雨掛りは、600mm未満の場合と比べ大幅に減少します。

【保険申込時の提出図面】

- ① 配置図、矩計図等に「仕様6」①～③のいずれかを明記してください。（防水・基礎仕様説明シートへの記載でも可）
- ② 立面図、矩計図等に基礎高さを明記してください。（防水・基礎説明仕様シートへの記載でも可）
- ③ 敷地高低差等がある場合は、基礎と敷地レベルとテラス・ポーチ等の高さを明記してください。
- ④ 中庭を設ける場合は、中庭単独で有効な排水を設けることを明記してください。

【構造に関する注意点】

基礎の高さは、建設省告示1347号にも規定されています。地上部分の高さを300mm未満とする場合は構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめてください。（保険申込時に建設省告示1347号第 2 に関する構造計算書の提出は不要です。）